

11月19日～11月30日の期間は “最大辺が30cmを超える” 燃やせるごみを出さないでください

長岡地区・大仁地区の
皆さんにお願いします！

☎ 廃棄物対策課 ☎ 055-949-6805

長岡清掃センターでは、11月から12月にかけて、焼却施設の改修工事を行います。この期間中に回収された燃やせるごみは、沼津市と三島市で焼却してもらうこととなります。

11月19日(月)～11月30日(金)は三島市にごみを搬入しますが、三島市では、最大辺または径が30cmを超えるものを収集しないこととなっています。期間中、このような燃やせるごみを出さないようお願いします。

※広報いずのくにと併せてチラシを配布しています。こちらをご覧ください。



ルールを守りましょう！ 野焼きは法律で 禁止されています

☎ 環境政策課
0558(76)8002

野焼きに関する苦情が市役所に頻りに寄せられています。廃棄物を屋外で燃やす行為(野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除いて禁止されています。

実際にあった

市民からの問い合わせ

- 野焼きの煙で窓が開けられない
- 洗濯物も干せないで困っている
- 子どもが心配で、外で遊ばせることもできない
- 例外があるからといって周囲に関係なく燃やしている。燃やしている人は近所であるので直接言いにくい。

生活環境に支障がでることも

野焼きの例外となる廃棄物の焼却は、「焼却の禁止の例外」として決められていますが、これにより近隣の生活環境に支障がでることもあります。農業残渣や剪定枝、枯れ草などは、大量でも小分けにすれば、燃やせるごみの袋で排出したり、清掃施設に直接持ち込みをしたりすることができます。

市では、野焼きによらない廃棄物の処分を推進していますので、ご検討ください。処分に関心した場合には、相談に応じます。焼却禁止の一部例外で焼却しなければならぬ場合は、次の4点にご対応ください。対応していても、周囲から苦情が出た場合は、行政から中止の要請を行う場合があります。

- ① 煙や臭いが近所の迷惑にならないよう、可能な限り小分けにする
- ② 風向きや強さ、天候、時間帯を考慮する
- ③ 草木などはよく乾かし、煙の発生量を抑える
- ④ 近所の理解を得て、迷惑にならないようにするなどの配慮をする

「焼却禁止の一部例外」の野焼きが火災の原因にも！

野焼きなどの焼却行為が原因となって発生する火災は、人災です。野焼きを行うときには、次の点に注意してください。

- ① 風の強い日は野焼きをしない
 - ② 消化用具を必ず準備し、その場を離れない
 - ③ 野焼きが終わった後は確実に消火し、完全に消えたか確認する
 - ④ 建物や可燃物の近くで野焼きをしない
- ※焼却を許可するものではありません。

☎ 駿東伊豆消防本部

【葦山地区】
田方北消防署 ☎ 055-978-0119
【長岡・大仁地区】
田方中消防署 ☎ 0558-76-0119

「焼却禁止の一部例外」の野焼きが火災の原因にも！

野焼きによらない 廃棄物処分法 (一例)

- 枯葉・雑草 土がない状態
→ 燃やせるごみ
※袋に入らない場合は直接焼却場へ(10kgにつき10円)
- 太さ5cm、長さ40cm未満 剪定枝
→ 燃やせるごみ
※上記以上は粗大ごみとなるため、施設へ直接搬入(受け入れ可能な大きさは太さ10cm、長さ1m未満)

「野焼き」の一例



「焼却禁止の一部例外」

- ① 国や地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川管理者などが河川の管理を行うために伐採した草木などの焼却など)
 - ② 震災の予防や応急対策、復旧のための焼却(災害時の木くずなどの焼却など)
 - ③ 風俗習慣上、宗教上の行事のための廃棄物の焼却(どんど焼きなど)
 - ④ 農業、林業、漁業を営むうえでやむを得ない廃棄物の焼却(焼き畑など)
 - ⑤ 日常生活を営むうえで行われる軽微な焼却(暖をとるためのたき火など)
- ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条



三島市の焼却炉には破砕機(ごみを細かくする機械)がなく、炉の入り口でごみが詰まってしまう恐れがあるからです。ごみが詰まってしまうと、焼却炉を止めなくてはならなくなるなど大きな問題が発生します。そのため、最大辺または径が30cmを超えるものを出すことができません。(三島市民も同様です)



違反ごみとはしませんが、12月3日(月)以降の回収まで集積所に残り残すこととなります。※その中に生ごみが入っている場合は、お持ち帰りいただくこともあります。

指定ごみ袋に制限はありません。全ての大きさ(45L、30L、15L)が使えます。

“30cmを超えるもの” たとえば

- バスタオルや服などで、30cm以下に小さく切らずに折りたたんだもの
 - 最大辺が30cmを超えるカバンやぬいぐるみなど
 - 最大辺が30cmを超える家具の一部や木の枝など
- ※指定ごみ袋に入ったとしても、最大辺または径が30cmを超えるものは、期間中回収することができません。

